

基本事件 令和2年(ワ)第29号
同第172号、同第197号、同第348号、同第509号
令和3年(ワ)第254号、同263号
令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件
原告 入江 須美 外31名
被告 国 外2名

準備書面24

2024年11月20日

松山地方裁判所民事1部合議一係 御中

上記原告ら代理人 弁護士

奥島 直道



同

草薙 順一



同

西嶋 吉光



同

加納 雄二



同

湯川 二郎



同

八木 正雄



同

山中 真人



同

水野 泰孝



弁護士奥島直道 復代理人

長野 享子



第1 原告の主張の補充

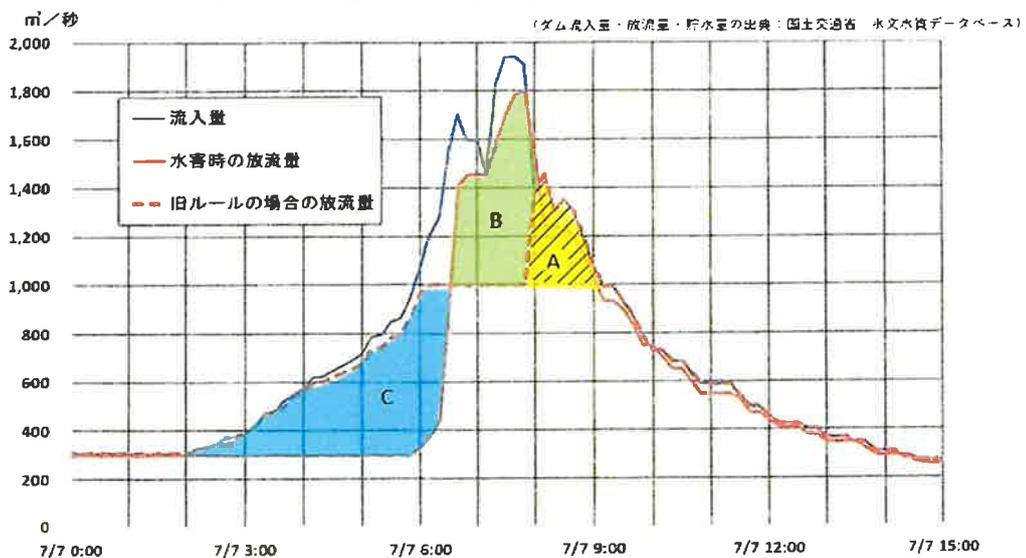
原告と被告国との間で争点を明確にするために、以下の点を確認する。

1 普通のダム事務所が、普通の操作規則で、普通の放流操作をしていけば、本件水害を防げたこと

(1) 国土交通省四国整備局の旧規則を使用した場合の説明

【図】

野村ダムの流入量と放流量 2018年7月



- A 旧規則でも毎秒1,000トンはオーバーすると国土交通省が説明している部分
- B H8年変更規則によって毎秒1000トンをオーバーした水量
- C 旧規則では事前放流で確保できた空き容量

被告国が行った旧操作規則を使用した場合のシミュレーションでは、異常洪水時防災操作を回避できず、堤防を越えない放流量に押さえることができなかった。しかし、事前放流を計算にいれていないので、適切でない。

(2) 国土交通省は平成17年に各ダム事務所に対して、大規模洪水の場合には事前放流を行うように指導している。この指導を受けて、両ダム事務所は事前放流を行った。実際に行った事前放流を計算に入れば、ダムの空き容量を確保でき、野村ダムでは放流量を毎秒1000 m³/sに抑えることができ、住宅は浸水被害を受けなかった。つまり、事前放流を計算に入れば、事前放流によって空き容量が確保でき、図のAの部分の水量をダムに貯留することができる。

京都大学OBの団体（国土問題研究会）や淀川流域委員会今本委員長が行ったシミュレーションも同じ結論である。この点に関する被告国の反論はない。

(3) 旧操作規則はどのような操作規則だったのか
国土交通省の本省が平成13年に操作規則の参考例として示し、大半のダムで採用されている一定率一定量方式を定めた操作規則である。特異な内容を定めたものではない。

(4) 以上のことから、普通のダム事務所が、普通の操作規則で、普通の放流操作をすれば、本件水害を防げたということが出来る。

2 平成8年変更の操作規則（本件水害時の操作規則）が大規模洪水の場合の放流操作に適さないこと

ダムの役割は、流入量の一部をダムに貯留して、下流域への水量を少なくして水害を防止することにある。平成8年変更の操作規則では、流入量に対して放流量が少ないので、流入量の多くがダムに

貯留されて、ダムの空き容量が確保できない。

例えば、野村ダムの場合、流入量 $600 \text{ m}^3/\text{s}$ の場合に、旧規則では放流量が $580 \text{ m}^3/\text{s}$ になり、ダムに貯留するのが $20 \text{ m}^3/\text{s}$ となるのに対して、水害時の規則の場合には、放流量 $300 \text{ m}^3/\text{s}$ でダムに貯留するのが $300 \text{ m}^3/\text{s}$ になる。流入量が $800 \text{ m}^3/\text{s}$ の場合には、旧規則では放流量 $740 \text{ m}^3/\text{s}$ でダムに貯留するのが $60 \text{ m}^3/\text{s}$ なのに対して、水害時の規則の場合には放流量が $300 \text{ m}^3/\text{s}$ でダムに貯留するのが $500 \text{ m}^3/\text{s}$ になる。ダムに貯留する量が極めて多くなるのがわかる。

【例】野村ダム 流入量 $600 \text{ m}^3/\text{s}$ の場合

旧規則の放流量	$580 \text{ m}^3/\text{s}$	ダムに貯留	$20 \text{ m}^3/\text{s}$
水害時の規則の放流量	$300 \text{ m}^3/\text{s}$	ダムに貯留	$300 \text{ m}^3/\text{s}$

野村ダム 流入量 $800 \text{ m}^3/\text{s}$ の場合

旧規則の放流量	$740 \text{ m}^3/\text{s}$	ダムに貯留	$60 \text{ m}^3/\text{s}$
水害時の規則の放流量	$300 \text{ m}^3/\text{s}$	ダムに貯留	$500 \text{ m}^3/\text{s}$

これでは大規模洪水になる前に、ダムが満杯になってしまい、大規模洪水をそのまま放流することになってしまう。

たとえば、野村ダムの基本計画では、毎秒 $1300 \text{ m}^3/\text{s}$ の流入量に対して、毎秒 $300 \text{ m}^3/\text{s}$ をダムに貯留して、毎秒 $1000 \text{ m}^3/\text{s}$ を放流して、水害を防止することにしているのに、毎秒 $300 \text{ m}^3/\text{s}$ をダムに貯留することができず、多大な損害を及ぼすことになる。

両ダムの所長は、この平成8年変更の操作規則（本件水害時の操作規則）が大規模洪水の場合の放流操作として適さないことを承知して

いたが、あえて適さない操作規則を使った放流操作を行った。

3 急激な放流量の増加の禁止

操作規則は、急激な放流量の増加を禁止し、操作細則で許容される基準を定めている。しかし、本件水害の場合には、基準の数倍の増加量であり、違法性が大きい。この点に関して、被告国は、異常洪水時防災操作の場合には、急激な放流量の増加が避けられないと反論している。

しかし、この反論は的外れである。原告らは、異常洪水時防災操作開始時において急激な放流量の増加を避ける措置を求めているのではない。1時間、2時間前に肱川洪水予測システムによって急激な放流量の増加が示されているのだから、この示された時点（1時間または2時間前）において、急激な放流量の増加を回避するように、その時点から放流量を増やして放流量の平均化を図り、急激な放流量の増加の回避を求めている。

急激な放流量の増加でなくて、徐々に放流量を増やしていれば、住民は上がってきた水位で危険を察知して早めに避難をしたはずである。

4 野村ダムから西予市に対する午前4時30分のファックス（甲B19-4）を無視した主張はおかしい。このファックスは、異常洪水時防災操作の可能性があること、異常洪水時防災操作を実施することを決めたら1時間前に通知することを記載している。野村ダムが西予市に対して異常洪水時防災操作の実施を連絡したのは午前5時50分である。それ以前に異常洪水時防災操作の実施を伝えた事実はない。

5 野村ダム所長は、肱川洪水予測システムがサーチャージ水位を超え

ないことを表示していると考えたからこそ異常洪水時防災操作を遅らせている。

野村ダム所長は、肱川洪水予測システムが午前5時20分の段階で午前6時20分から異常洪水時防災操作に入る水位に達することを示しているのを認識した。しかし、肱川洪水予測システムがサーチャージ水位を超えないことを示していたために、異常洪水時防災操作をしなくてもよいと判断して、異常洪水時防災操作を午前6時20分以降に遅らせることができると考えた。午前5時50分まで異常洪水時防災操作開始の判断をしなかったのは、そのためである（被告国準備書面8, 19頁26行～）。この事実を被告国は時系列表に記載しないで、隠そうとしている。

本件では、「肱川洪水予測システムがサーチャージ水位を超えないことを示していたために、異常洪水時防災操作をしなくてもよいと判断した」野村ダム所長の判断が、正しいかがダム所長の義務違反として問題になっている。

以上